



2012年3月30日  
株式会社日立製作所  
執行役社長 中西 宏明  
(コード番号:6501)  
(上場取引所:東・大・名・福・札)

## 株式等の上場廃止申請に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役社長:中西 宏明)は、下記の通り、福岡証券取引所、札幌証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所(New York Stock Exchange、以下「NYSE」)について当社株式および米国預託証券(American Depositary Receipt、以下「ADR\*」)の上場廃止申請を行うことを決定しましたので、お知らせします。

\*ADR:米国で外国会社の株式を流通させるために発行される、当該株式の権利を表章する証券

### 記

#### 1. 上場廃止対象の取引所

国内:福岡証券取引所、札幌証券取引所

海外:米国 NYSE\*

(\*) NYSE 上場廃止にあわせて、米国証券取引委員会(United States Securities and Exchange Commission、以下「SEC」)への登録廃止の申請も行います。

(参考)上場を継続する取引所

東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所

#### 2. 上場廃止申請を行う理由

当社は、1982年4月、資金調達手段の多様化、米国における株式の流通促進、知名度・イメージ向上等を目的に、NYSEにADRを上場しました。以来、米国証券法令に基づく開示義務へ対応するほか、米国の株主・投資家の当社への理解を深めるため、積極的な情報開示を実施してきました。一方で、NYSE 上場後、日本の証券市場の国際化が進展し、外国人投資家の日本市場での株式取引が大幅に増加したことや、日本の法令の改正などにより日米における開示や内部統制に関する規制の差異解消が進展したことなど、証券市場を巡る環境には大きな変化がありました。

今般、当社は、これらの環境変化を踏まえた上で、NYSEにおける当社ADRの取引高が少ないことから、上場を継続する経済的合理性が低下したと判断し、上場継続に伴うコスト負担を解消して、更なる収益力向上を推進するため、NYSE 上場廃止およびSEC 登録廃止の申請を行うことを決定しました。

また、国内についても、福岡証券取引所および札幌証券取引所における当社株式の取引高が著しく少ないことから、上場廃止申請を行うことを決定しました。

### 3. 上場廃止等に関する日程

国内の2取引所については、速やかに上場廃止の申請を行い、受理された後、整理銘柄に指定された日から原則1ヶ月後に上場廃止を完了する見込みです。

NYSE については、4月中旬に上場廃止の申請を行い、申請から原則10日後に上場廃止を完了する見込みです。また、あわせてSECへの登録廃止および米国証券取引所法に基づく継続開示義務終了の申請を行う予定です。

### 4. 今後の対応

#### (1) ADR プログラムの継続

NYSEの上場廃止後も、当社は米国におけるADRプログラムを継続する予定であり、引き続き米国の店頭市場において当社ADRの取引は可能となる見込みです。

#### (2) 米国会計基準の適用継続および投資家への情報開示の維持・向上

当社の連結財務諸表は、引き続き米国会計基準に基づいて作成します。また、英文の連結財務諸表やアニュアルレポートを引き続き作成し、日本での法定開示書類やニュースリリース等の重要情報とあわせて、当社ホームページ上で英文による開示を継続します。このほか、当社事業内容や経営戦略への理解を深めていただくための各種説明会の開催など、これまで通り、海外を含めた株主・投資家に対する情報開示の維持・向上を図っていきます。

### 5. 当社 ADR に関するお問い合わせ

#### Citibank Shareholder Services (米国)

電話: 1-877-248-4237 (米国内通話無料)

1-781-575-4555 (米国外から)

ウェブサイト: [www.citi.com/adr](http://www.citi.com/adr)

E-mail: [citibank@shareholders-online.com](mailto:citibank@shareholders-online.com)

営業時間は米国東部時間の平日午前8時30分から午後6時まで

以上

---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---